

民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求める請願

1996年2月、法制審議会が選択的夫婦別姓制度導入を盛り込んだ民法改正の法律案要綱を答申しました。答申にもかかわらず立法化されていないのは、この民法改正だけとなっています。当初から私たちは期待をこめて民法改正の請願を続けていますが、いまだ実現に至っていません。

夫婦別姓での婚姻届が認められていないため、法律婚の96%が夫の姓になっており、結婚による改姓の不利益や不都合が生じています。夫婦同姓の事実上の強制は両性の平等に反しています。

婚姻最低年齢は、男性18歳女性16歳となっています。女子の学ぶ機会を奪うことにもなり、男女差別です。早期に18歳に統一する事を求めます。

離婚後の女性だけにある再婚禁止期間は、生まれる子の父子関係が早い時期に定まるとされた規定ですが、女性にだけ再婚を禁止する期間のあることは実態に合わず、無戸籍となる場合があるなど、子の利益に反する結果となっており、規定の廃止を求めます。

2013年12月違憲判決の結果、婚外子相続差別が解消されました。婚内子、婚外子を区別して記載する意味がなくなったにも拘わらず、戸籍法の改正は見送られ依然差別的表記が続いています。

国連女性差別撤廃委員会は民法および戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告しています。一日も早く国会に改正法案が提出され、実現するよう以下のことを要望します。

1. 選択的夫婦別姓制度の導入
2. 婚姻年令の男女差撤廃
3. 女性にだけある再婚禁止期間の廃止
4. 戸籍法における婚外子差別撤廃

氏名	住所

取扱団体 公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-5

TEL 03-3361-0934 FAX 03-3361-1160

署名用紙は二枚綴りになっています。両方に署名してください。

この署名は衆議院に提出します。参議院提出用紙にもご署名をお願いします。(締め切り3月15日)

民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求める請願

1996年2月、法制審議会が選択的夫婦別姓制度導入を盛り込んだ民法改正の法律案要綱を答申しました。答申にもかかわらず立法化されていないのは、この民法改正だけとなっています。当初から私たちは期待をこめて民法改正の請願を続けていますが、いまだ実現に至っていません。

夫婦別姓での婚姻届が認められていないため、法律婚の96%が夫の姓になっており、結婚による改姓の不利益や不都合が生じています。夫婦同姓の事実上の強制は両性の平等に反しています。

婚姻最低年齢は、男性18歳女性16歳となっています。女子の学ぶ機会を奪うことにもなり、男女差別です。早期に18歳に統一する事を求めます。

離婚後の女性だけにある再婚禁止期間は、生まれる子の父子関係が早い時期に定まるとされた規定ですが、女性にだけ再婚を禁止する期間のあることは実態に合わず、無戸籍となる場合があるなど、子の利益に反する結果となっており、規定の廃止を求めます。

2013年12月違憲判決の結果、婚外子相続差別が解消されました。婚内子、婚外子を区別して記載する意味がなくなったにも拘わらず、戸籍法の改正は見送られ依然差別的表記が続いています。

国連女性差別撤廃委員会は民法および戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告しています。一日も早く国会に改正法案が提出され、実現するよう以下のことを要望します。

1. 選択的夫婦別姓制度の導入
2. 婚姻年令の男女差撤廃
3. 女性にだけある再婚禁止期間の廃止
4. 戸籍法における婚外子差別撤廃

氏名	住所

取扱団体 公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-5

TEL 03-3361-0934 FAX 03-3361-1160

署名用紙は二枚綴りになっています。両方に署名してください。

この署名は参議院に提出します。衆議院提出用紙にもご署名をお願いします。(締め切り3月15日)